

主要国の株式譲渡益課税の概要

(2021年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	<p>申告分離課税</p> <p>20%</p> <p>〔 所得税:15% + 個人住民税:5% 〕</p> <p>※ 特定口座において源泉徴収を行う場合には申告不要も選択可 (所得税:15%+個人住民税:5%)</p>	<p>段階的課税(分離課税)(連邦税)</p> <p>3段階 0、15、20%^(注1)</p> <p>+ 総合課税(州・地方政府税)^(注1)</p> <p>〔 ニューヨーク市の場合 州税:4.00~8.82% 市税:2.7~3.4% + 税額の14%の付加税 〕</p> <p>※ 12ヶ月以下保有の場合、 10~37%+州・地方政府税^(注1) (総合課税)</p>	<p>段階的課税(分離課税)</p> <p>2段階 10、20%^(注2)</p>	<p>申告不要(分離課税) ※総合課税も選択可^(注3)</p> <p>26.375%</p> <p>〔 所得税:25% + 連帯付加税:税額の5.5% 〕</p>	<p>分離課税と総合課税の選択</p> <p>(分離課税) 30%</p> <p>〔 所得税:12.8% + 社会保障関連諸税:17.2% 〕 又は (総合課税) 17.2~62.2%</p> <p>〔 所得税:0~45% + 社会保障関連諸税:17.2% 〕</p> <p>※ 総合課税の場合、保有期間に応じた控除の適用後、他の所得と合算</p>
非課税限度等	—	—	土地等の譲渡益と合わせて年間12,300ポンド(169万円)が非課税	利子・配当を含む資本所得については年間合計801ユーロ(10万円)が非課税	—

(注1) 給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインのうち、40,400ドル(420万円)以下のブラケットに対応する部分には0%、40,400ドル超のブラケットに対応する部分には15%、445,850ドル(4,637万円)超のブラケットに対応する部分には20%の税率が適用される(単身者の場合)。なお、州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

(注2) 給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、キャピタル・ゲインのうち、37,500ポンド(514万円)以下のブラケットに対応する部分には10%、37,500ポンド超のブラケットに対応する部分には20%の税率が適用される。

(注3) 資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=104円、1ポンド=137円、1ユーロ=123円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和3年(2021年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。